

【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】（案）

- (1) 本マニュアルは、保険会社の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）、外国保険会社等の在日支店及び特定法人を含め、全ての保険会社を対象としている。
- (2) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。
- ① 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。
 - ② 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。
 - ③ 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
 - ④ 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。
- (3) 担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上、担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。
- (4) また、特に必要があり、保険会社の子法人等やその業務の委託を受けた者に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。
- (5) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該保険会社が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての保険会社に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。
- チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内

容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該保険会社の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(6) 本マニュアル中の用語については以下による。

- ① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- ② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後の検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ③ 「営業拠点」とは、支社、支店、営業本部、営業所、海外支店、現地法人など、本社以外の営業の拠点となる機構を表し、「営業拠点等」とは、サービスセンター（損害調査業務含む。）、海外駐在員事務所その他の営業活動を行わない本社以外の拠点及び営業拠点を表す。
- ④ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む。）を表す。また、営業拠点においては、営業拠点長及び営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。
- ⑤ 「職員等」とは、保険会社の職員、募集人、代理店を表す。
- ⑥ 「保険募集人」とは、募集人、代理店を表し、仲立人を含まない。
- ⑦ 「保険契約者」とは、保険会社との間で保険契約を締結した者を表す。
- ⑧ 「保険契約者等」とは、保険契約者、被保険者、受取人を表す。
- ⑨ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した保険会社内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑩ 「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑪ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。

⑫ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。

⑬ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称している。

(注) 略称の説明

- ① 「法」・・・・・・・・保険業法
- ② 「令」・・・・・・・・保険業法施行令
- ③ 「規則」・・・・・・・・保険業法施行規則
- ④ 「監督指針」・・・保険会社向けの総合的な監督指針
- ⑤ 「実務基準」・・・生命保険会社の保険計理人の実務基準又は損害保険会社の保険計理人の実務基準 (社)日本アクチュアリー会)